

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 1 月18日

神戸市教育委員会

委員長 久 寶 一 郎

神戸市教育委員会規則第 6 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年 7 月教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「山口町中野772番地」を「山口町香花園」に，「高丸 4（8 番）・ 5～ 7・ 8（1～13・ 14番（23～34号））」を「高丸 4（8 番）・ 5～ 8」に改める。

別表第 2 中「障害児学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，福田中学校及び垂水中学校に係る改正部分は，平成14年 4 月 1 日から適用する。